

「地域密着型・（介護予防）認知症対応型共同生活介護」重要事項説明書

当事業者は介護保険の指定を受けています。

事業所番号（第 2874400308 号）

当事業所は契約者に対し（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

1. 事業者

- | | |
|-----------|--|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 尚徳会 |
| (2) 法人所在地 | 兵庫県豊岡市香住 1272 番地 |
| (3) 電話番号 | 0796-29-5533（代表） 29-5534 29-5535 29-5541 |
| F A X 番号 | 0796-29-5544 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 大澤和弘 |
| (5) 設立年月日 | 平成 14 年 12 月 5 日 |

2. 事業所の概要

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 建物の構造 | 鉄筋コンクリート 3 階建て（うち 1 階部分） |
| (2) 建物の延べ床面積 | 6,142.58 m ² |
| うちグループホーム専有面積 | 380.26 m ² |
| (3) 併設事業 | |

<u>事業の種類</u>	<u>事業所番号</u>	<u>利用定員</u>
介護老人福祉施設	第 2874400290 号	100 名
通所介護（一般型）	第 2874400324 号	40 名
短期入所生活介護	第 2874400316 号	20 名
居宅介護支援事業所	第 2874400845 号	

(4) 施設の周辺環境

豊岡市の東部に位置し、周りを山並みと田園に囲まれた緑豊かな場所であり心豊かな生活が楽しめる環境に恵まれています。

3. ご利用施設

- (1) 施設の種類 認知症対応型共同生活介護・平成15年11月15日指定
介護予防認知症対応型共同生活介護・平成18年4月1日指定
第2874400308号
- (2) 施設の目的
(介護予防)認知症対応型共同生活介護「グループホーム」は、介護保険法令に従い、ご契約者(利用者)が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご契約者に、日常生活を営むため必要な居室および共用施設等をご利用いただき、(介護予防)認知症対応型共同生活介護施設サービスを提供します。
- (3) 施設の名称 グループホーム とよおかの里
- (4) 施設の所在地 兵庫県豊岡市香住1272番地
交通機関 JR豊岡駅より約7km
JR豊岡駅より奥野行き・神美小学校前下車徒歩2分
- (5) 電話番号 0796-29-5533(代表) 29-5534 29-5535
FAX番号 0796-29-5544
- (6) 施設長氏名 田中 徹章
管理者氏名 松下 和子
- (7) 当施設の運営方針
老人福祉法及び介護保険法の基本理念に基づき、利用者の生活の安定と自立のための支援処遇に努めます。
- (8) 開設年月 平成15年11月15日
- (9) 入所定員 9人(1ユニット)

4. 施設利用対象者

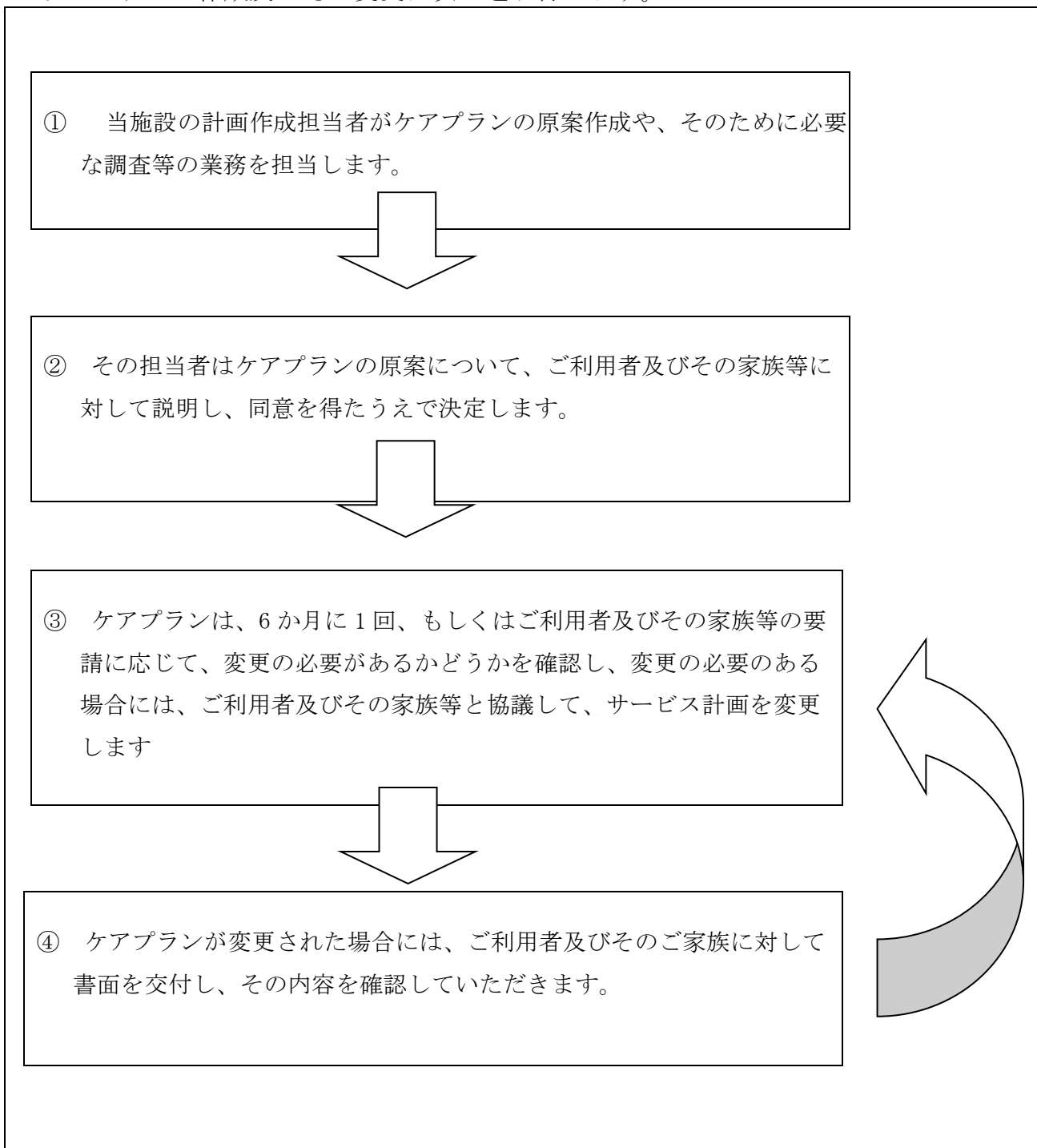
- (1) 医師により認知症と診断され、介護保険制度における要介護認定の結果、「要支援2・要介護」と認定された方。
- (2) 少人数による共同生活を営むことに支障のない方。
- (3) 自傷他傷のない方。
- (4) 常時医療機関において治療する必要のない方。
(胃ろう・経鼻栄養の必要な方、痰吸引が必要な方、糖尿病においてインスリン注射が必要な方、在宅酸素療法が必要な方等のご利用出来ません)
- (5) 身の回りのことがある程度できる方。
- (6) 家族の精神的支援が得られる方。
- (7) 契約書に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する内容に賛同できる方。

- (8) 入所契約の締結前に、事業者から感染症等（B型肝炎・C型肝炎・結核）に関する健康診断を受け、その診断書の提出をお願いする場合があります。
このような場合には、ご利用者はこれにご協力下さるようお願い致します。

5. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「（介護予防）認知症対応型共同生活サービス計画書」（以下ケアプランという）で定めます。

ケアプランの作成及びその変更は次の通り行います。



6. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室は、原則として個室です。

居室・設備の種類	室数	備考
A個室	2室	総面積 15.53 m ²
B個室	5室	総面積 14.85 m ²
C個室	2室	総面積 15.75 m ²

食堂	1室	総面積 61.05 m ²
居間	1室	総面積 86.86 m ²
浴室	1室	総面積 12.38 m ²

7. 職員の配置状況

当施設では、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉 職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	配置人員	職務内容
管理者	1名 (兼務)	当該施設の職員の管理、業務の把握と管理を行う。 職員に運営基準を遵守させるための指揮指令を行う。
計画作成担当者	1名 (兼務)	利用者に応じたケアプランを作成し、 必要に応じて計画の変更を行う。
介護職員	7名	利用者に対しケアプランに基づいた日常生活が送れる様、様々な援助を行う。
看護職員	1名 (兼務)	利用者に対する日常的な健康管理を行い状態悪化時には医療関係との連絡調整を行う。

8. 当施設が提供するサービスと内容

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

- ①住居及び食事の提供を行う。
- ②利用者に対して、健康管理の助言等の生活指導を行うとともに緊急時の対応を行う。
- ③利用者に対して、食事、入浴及び排泄等の日常生活援助を行う。
- ④グループホームの特性を活かした個別援助計画を作成し、利用者が安定した生活を送れるよう援助を行う。
- ⑤管理者は、入居者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成に関する業務を計画作成担当者に担当させる。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

基本報酬については、下記の料金表によってご利用者の要介護度に応じた基本報酬額から介護保険給付費額を除いた自己負担額をお支払い頂きます。（サービス利用料金は、上記基本報酬自己負担額と各種加算の合計額となります）

☆ 下記金額は1割負担の場合です。（収入により2割3割負担の場合もあります）

基本報酬（1日あたり）

1. ご利用者の要介護度と基本報酬	要支援 2 7,610 円	要介護度 1 7,650 円	要介護度 2 8,010 円	要介護度 3 8,240 円	要介護度 4 8,410 円	要介護度 5 8,590 円
2. うち、介護保険から給付される金額	6,849 円	6,885 円	7,209 円	7,416 円	7,569 円	7,731 円
3. 自己負担額	761 円	765 円	801 円	824 円	841 円	859 円

○ 初期加算（1日 30 円）

入所当所施設生活に慣れるための支援が必要である為、新規入所日から 30 日間 1 日 30 円の加算が必要となります。

○ サービス提供体制強化加算 I（1日 22 円）

当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の介護職員総数のうち、勤続 10 年以上の介護福祉士が 25%以上あれば加算が発生します。

○ 医療連携体制加算 I (1日 57円)

看護師を1名以上配置し、24時間連絡可能な体制をしていると共に、入居者が重度化し看取りの必要が生じた場合等における対応の指針を定めて、健康管理・医療連携体制を強化することにより1日当たり39円の加算が必要となります。

○ 栄養管理体制加算 (1ヶ月 30円)

施設管理栄養士が介護職員へ利用者の栄養・食生活に関する助言や指導を行う体制づくりを進めることを評価することにより加算されます。

○ 科学的介護推進体制加算 (1ヶ月 40円)

入所者の心身の状況等の基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて計画の見直しなどを行い、サービスの提供に当たって必要な情報を活用することで加算されます。

○ 介護職員処遇改善加算 (I) (1ヶ月)

総報酬の18.6%が加算されます。

※ 上記以外にも、その他の加算が発生する場合がございます。

認知症専門ケア加算	認知症チームケア推進加算
退去時情報提供加算	生産性向上推進体制加算
高齢者施設等感染症対策向上加算	

☆ ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援2・要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご利用者の負担額を変更します。

☆ 利用者に介護保険料に未納がある場合には、自己負担額については、前表と異なることがあります。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご利用者の負担となります。

- ① 家賃（1ヶ月あたり） 45,000円

※入院中もしくは月途中での入退所であっても上記の金額を頂きます。

- ② 食材費（1日あたり）1,500円

- ③ 水道光熱費（1ヶ月あたり）15,000円

※入院中もしくは月途中での入退所の場合、日割りで計算いたします。

- ④ 共益費（1ヶ月あたり）5,000円

※入院中もしくは月途中での入退所であっても上記の金額を頂きます。

- ⑤ 理髪・美容 実費（カット代2,500円・その他毛染めや顔そりもあり）

- ⑥ 排泄用品 実費

- ⑦ 個人的な外出にかかる送迎費等 要した費用の実費

- ⑧ 貴重品の管理（1ヶ月あたり）1,500円

※入院中もしくは月途中での入退所であっても上記の金額を頂きます。

ご利用者の希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。

詳細は、以下の通りです。

○管理する金銭の形態：施設の指定する金融機関に預け入れている預金

○お預かりするもの：上記預貯金通帳と金融機関へ届け出た印鑑

○保管管理者：施設管理者

○出納方法：手続きの概要は以下の通りです。

- ・預金の預け入れ及び引き出しが必要な場合、備え付けの届出書を保管管理者へ提出していただきます。
- ・保管管理者は上記届け出の内容に従い、預金の預け入れ及び引き出しを行います。
- ・保管管理者は出入金の都度、出入金記録を作成し、その写しを1ヶ月毎にご契約者に交付いたします。

- ⑨ レクリエーション、クラブ活動 要した費用の実費

ご利用者の希望によりレクリエーション活動に参加していただくことができます。

- ⑩ 複写物の交付 1枚につき 20円

ご利用者は、サービス提供についての記録その他の複写物を必要とする場合には実費相当分として下記の金額をご負担いただきます。

⑪ 日常生活用品 実費

衣服、スリッパ、歯ブラシ等、日常生活用品の購入を代行いたします。

⑫ 契約書第 20 条に定める所定の料金

ご利用者が、本来の契約終了後も居室を明け渡さない場合に、本来契約終了日の翌日から、**現実に居室が明け渡された日までの期間に係る費用**

(1日あたりの居住費、食事代、その他加算も含む)

要介護度	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
利用料金	4714 円	4719 円	4762 円	4789 円	4809 円	4834 円

なお、この期間中において、介護保険による給付があった場合には、上記の表により計算した額からこの介護保険給付額を控除することといたします。

☆経済状況の変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う1ヶ月前までにご説明します。

(3) **利用料金のお支払い方法**

利用料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、翌月の15日に請求書をもってお知らせ致します。25日利用者の通帳から引き落とし致しますので、請求書の金額を確認し、必要分の費用をご利用者の通帳へ振り込んで頂きますようお願い致します。(利用日数が1ヶ月に満たない場合は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

【振り込み方法】

1. 「とよおかの里」受付窓口での振り込み
 2. 各支店から、ご利用者の通帳への振り込み
- (※基本的にキャッシュカードの作成はしていません)

(4) **入所中の医療の提供について**

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的

な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称	公立 豊岡病院
所在地	豊岡市戸牧 1094 番地
診療科	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、循環器科、リウマチ科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、放射線科

②協力歯科医療機関

医療機関の名称	公立 豊岡病院
所在地	豊岡市戸牧 1094 番地

9. 施設を退所していただく場合（契約の終了について）

契約期間の終了期日は特に定めていません。しかし、以下のような事由に該当する場合は、当施設との契約は終了し、ご利用者に退所していただくこととなります。

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援1と判定された場合
- ②事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により当施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご利用者から退所の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑥事業者から退所の申し出を行った場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご利用者からの退所の申し出（中途解約・契約解除）

契約の有効期間内であっても、ご利用者から当施設に退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の7日前までに契約解除届け出書を提出してください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、施設を退所することが

できます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②施設の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける具体的な恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除させて頂く事があります。

- ① ご利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ② ご利用者による、サービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、1ヶ月の催促期間を経てもこれが支払われない場合
- ③ ご利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ④ 利用者の行動が他の利用者やサービス従事者の生命、身体、健康に重大な影響を及ぼすおそれがあったり、あるいは、ご利用者が自傷行為（自殺に至るおそれがあるような場合）を繰り返すなど、本契約を継続しがたい重大な事情が生じた場合
- ⑤ ご利用者が病院に入院し退院が2ヶ月以上かかる場合には、判った時点で退所をお願いすることがあります
- ⑥ ご利用者が入院中に胃ろうや経鼻栄養、気管切開や痰吸引など医療行為が常時必要になった場合 又は感染の危険性が極めて高い感染症に罹患した場合
- ⑦ ご利用者が介護老人保健施設、介護老人福祉施設に入所した場合もしくは療

(3)円滑な退所のための援助

ご利用者が当施設を退所する場合には、ご利用者の希望により、事業者はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を利用者に対して速やかに行います。

- 病院もしくは診療所または介護老人保健施設、介護老人福祉施設等の紹介
- 居宅介護支援事業者の紹介
- その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

10. 身元引受人

- (1) 契約締結にあたり、身元引受人が必要です。
しかし、入所者において、身元引受人を立てることが出来ない相当の事由があると施設が認めた場合は必要ありません。
- (2) 身元引受人には、ご家族や親族に就任していただくのが望ましいですが、必ずしも限るものではありません。
- (3) 身元引受人は、ご利用者の利用料等の経済的な債務については、利用者と連帯して、その債務の履行義務を負うことになります。
また、ご利用者が医療機関に入院する場合や当施設から退所される場合、その手続を円滑に遂行するために必要な事務処理や費用の負担などを行って頂き更には、当施設と協力、連携して退所後のご利用者の受入先確保などの責任負って頂きます。
- (4) ご利用者が入所中に死亡した場合は、ご遺体のお迎えや残置品（居室内に残置する日常生活品や身の回り品等であり、高価品は除きます）の引取り等についても、身元引受人で行って頂きます。貴重品として施設が預かっている、金銭や預金通帳、有価証券、その他高価品などは残置品には含みません。相続手続に従って、その処理を行って頂きます。
また、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の残置物をご利用者自身が引き取れない場合には、身元引受人に引き取って頂きます。
これらの引取り等の処理にかかる費用については、ご利用者または身元引受人にご負担いただくこととなります。
- (5) 身元引受人が死亡或いは破産宣告をうけた場合には、事業者は、あらたな身元引

受人を立てていただくために、ご利用者及び親族等にご協力をお願いする場合があります。

- (6) 身元引受人がご希望される場合には、利用料金の変更、グループホームサービス計画の変更等について通知をさせていただきます。

11. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

管理者 松下 和子

○受付時間 9：00 ～ 18：00

（時間、曜日によっては介護職員が受け付けます）

○受付連絡先

電話 0796-29-5533

FAX 0796-29-5544

○苦情解決責任者

管理者 松下 和子

施設長 田中 徹章

苦情解決責任者は、苦情の申し出をされた方と話し合いによって円滑な解決に努めます。さらに第三者委員を選任しておりますので、場合によっては双方への助言や話し合いへの立ち会いもいたします。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

○国民健康保険団体連合会

所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801

電話 078-332-5617

FAX 078-332-5650

受付時間 9：00～17：15（月～金）

○豊岡市健康福祉部・高年介護課

所在地 豊岡市立野町12-12

電話 0796-24-2401

FAX 0796-29-3144

受付時間 8：30～17：15（月～金）

1 2. サービス提供における事業者の義務

当施設は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、看護職員又は医師と連携の上、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、運営規程に基づいて定期的に非難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の 30 日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5 年間保管するとともに、ご利用者の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
ただし、コピー代は有料となります。
- ⑥ご利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ご利用者または他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続により身体等を拘束する場合があります。
- ⑦事業者及びサービス従事者または従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご利用者又はその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません（守秘義務）。
ただし、ご利用者に医療上の必要がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供します。
また、ご利用者の円滑な退所のために援助を行う際に情報提供を必要とする場合には、ご利用者の同意を得ておこないます。

1 3. 施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 面会

面会時間 9 : 0 0 ~ 19 : 0 0 (相談に応じます)

ご面会の方は、必ずその都度玄関で面会簿を記入してください。

なお、食べ物等の持ち込みは事前に職員にご相談ください。

(2) 外出・外泊

外出、外泊をされる場合は、2 日前にお申し出下さい。

葬儀への参加など緊急やむを得ない場合には、この届出は当日になってもかまいません。

○但し、外泊については、特別な事情のない限り、他の利用者との共同生活を

送る目的、安定した生活を送って頂くために、原則として最長で月7泊（月をまたがる場合は、最大で連続13泊）とさせていただきます。

(3) 食事

食事が不要な場合は、前日までに申し出下さい。

(4) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動などを行うことはできません。

(5) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

14. 事故発生時の対応について

事故が発生した場合には、利用者やその家族に対し速やかに状況を報告、説明し、その被害の拡大防止を図るなど必要な措置を講じます。

15. 損害賠償について

- (1) 当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者側に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を酌量して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。
- (2) 事業所は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。
 - ① 契約者（その家族も含む）が、契約締結に際し、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合

- ② 契約者（その家族も含む）が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合
- ③ 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合
- ④ 契約者が、事業者もしくはサービス従事者の指示等に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合

(3) 損害賠償保険の加入

当施設は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社 東京海上日動火災保険（株）

保険名 賠償責任保険

内容等につきましては、当施設事務所にて開示しております。

16. 非常災害対策について

火災、地震、風水害等の非常災害に関して、具体的な退所計画を立て、それら非常災害に備えて、定期的に避難、誘導、救出その他必要な訓練を行います。

(平成 27 年 4 月 1 日 改訂)

(平成 30 年 4 月 1 日 改訂)

(令和 2 年 4 月 1 日 改訂)

(令和 3 年 4 月 1 日 改訂)

(令和 4 年 10 月 1 日 改訂)

(令和 5 年 7 月 1 日 改訂)

(令和 6 年 4 月 1 日 改訂)

(令和 6 年 6 月 1 日 改訂)

